

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
認定医審査施行細則

- 第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医制度規則第8条の規定に基づき、認定医審査に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 申請者は、次の各号に定める認定医申請書類を認定医審議委員会に提出しなければならない。
- (1) 認定医認定申請書（様式1）
 - (2) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医資格審査表（様式2）
 - (3) 履歴書（様式3）
 - (4) 指導医の推薦書（様式4）
 - (5) 認定医申請患者一覧表（様式5）と治療に関する資料（様式6、様式7）
 - (6) 認定医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）
 - (7) 歯科医師免許証の写し
- 但し日本歯周病学会歯周病専門医及び海外大学歯学部大学院において歯周病専門プログラムを修了しているものは（5）は免除する。
- 第3条 認定医審議委員会による認定医審査は、毎年1回以上実施し、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会は3ヶ月前までに認定医審査の公示を行うものとする。
- 第4条 認定医審査
- 認定医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。
- 1. 書類審査
 - (1) 中等度以上の歯周病患者の症例を5症例提出すること。
 - (2) 全ての症例はメンテナンスまですすんでいること。
 - (3) 原則として4症例以上は歯周外科処置がふくまれていること。
 - (4) 症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。
原則として歯周外科処置の有無がわかる写真を添付すること。
 - (5) 初診時、メンテナンス時の口腔内写真、歯周組織検査表、X線写真を添付すること。
 - (6) 申請症例の軽減
本会に入会後、年次大会、支部教育支研修会で教育的講演（シンポジウム等を含む）を行ったものは申請5症例のうち4症例に充当することができる。（重複しない1症例を申請症例として提出すること）。
また、症例報告、ポスター発表を行ったものは、筆頭発表者に限りそれを認定医症例報告に充当することができる。（最大4症例まで、症例の重複は不可）。
その場合、講演、症例報告等の内容がわかる論文、事後抄録、プレゼンテ

ーションのスライド原稿等のコピーを添付すること（認定医審議会で確認のため）。

2. 口頭試問

口頭試問は、申請者が提出した症例の内、任意の1症例を選び以下の各号について行う。

- (1) 申請者は、症例発表を行い口頭試問を受ける。
- (2) 症例発表に指定した症例には、初診、再評価、終了及びメンテナンス時の所見が含まれる。
- (3) 症例発表の持ち時間は、15分とする。
- (4) 症例発表は、原則としてパーソナルコンピューターによるスライドで行う。
更に病歴及び治療経過記録のコピーを用意する。
- (5) 第4条の(6)の対象者は講演、症例発表、ポスター発表、提出した症例の中から任意の症例を1症例発表する事。

3. 筆記試験

- (1) 筆記試験は、歯周病全般の臨床的専門的知識に関する事項について行う。

第5条 合否判定

1. 認定医審査の合否は認定医審議委員会で総合的な審査を行い、その結果を特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会理事会に報告する。
2. 合否判定細則は別に定める。

第6条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成15年6月28日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成25年6月14日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年3月16日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年9月6日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成29年6月23日より施行する。